

改正地租の性格規定をめぐる

—— 国家 || 最高地主説を中心に ——

奥 田 晴 樹

はじめに

一 野呂栄太郎の国家 || 最高地主説

(一) 国家 || 最高地主説の成立

(二) 国家 || 最高地主説の展開

(三) 国家 || 最高地主説の根拠

(四) 野呂説の問題点

二 川島武宜の地租改正論

(一) 土地私有権と土地高権の分化

(二) 地代と租税の分化

(三) 川島説の問題点

まとめにかえて

はじめに

地租改正実施後の地租、即ち改正地租の性格を如何に規定するか、それを租税または地代の、いずれの範疇に属するものと捉えるかは、改租後の土地所有や国家の性格を如何に理解するかという問題とも連関し、日本資本主義論争以来、今日にいたるで、地租改正研究の究極的焦点であったと言つてよからう。

ところで、最近の地租改正研究では、左の一文に示されるような考え方が出現している。

地租改正は、(中略)資本主義経済の全社会的発展のための改革であり、近代的な諸関係の構造的創出の契機となつた意味において、近代的土地所有と近代的租税制度とを体制的に整備した政策と、評価しうるのである。

私有財産制を基礎とする近代国家にとって、以上のような土地所有と租税制度の在り方が、その基底を構成することになる。地租改正は、その意味で日本が近代国家として出発する礎石を築いたのであって、それはブルジョア革命と呼ぶにふさわしい改革であつた。(1)

こうした考え方に立つと、改正地租は如何なる意味でも地代ではあり得ず、租税以外の何者でもないことは明白であろう。しかし、既往の地租改正研究においては、これとはまさに正反対と言つてよい、国家を最高の地主と考え、改正地租に地代としての性格も認めようとする見解が提出されている。

かかる国家 || 最高地主説ないし改正地租 || 地代説が登場してくるには、それ相応の理論上ないし歴史認識上の根拠があると見てよからう。いったい、それは如何なるもので、この学説にどう投影されているのか。こうした事柄を検討することは、改正地租の性格を規定する作業をすすめる上で、不可避の学史的要請の一つと言えよう。同時に、それは、最近の地租改正研究にあらわれた前引の如き考え方を吟味する材料の一端を提供してくれるにちがいない。

小稿では、野呂栄太郎と川島武宜の所論を取り上げ、それらが如何なる理論と歴史認識との上に組み立てられているかを検討し、別稿においてはたされるであろう、それらの歴史認識上の源泉の究明とあわせて、如上の学史的要請に応える作業をすすめることとした。

一 野呂栄太郎の国家―最高地主説

(一) 国家―最高地主説の成立

野呂栄太郎の地租改正論が国家―最高地主説ないし改正地租―地代説の嚆矢をなすことは夙に知られている。もっとも、野呂も最初からそうした所論をとっていたわけではない。野呂の主著『日本資本主義発達史』に収録された論文「日本資本主義発達史」(一九二七年一―三月脱稿)では、こう述べられている。

明治維新の改革特に土地改革は私有権の確認、地租改正等によって土地をして純然たる資本家的搾取の手段たらしめ、資本家的地主の存在を可能ならしめたが、恩恵は毫も自作農および小作農には及ばざりしのみならず、彼らはかえって耕作権の不安定、諸種の入会権の没収等に遭遇したる上、資本主義的価格変動の最も不利なる影響を受けなければならなかつたのである。封建的誅求を免れ得た者は、小作農や小農民ではなくして産業資本家化する地主だけであつた。(2)

地租改正を頂点とする土地改革によって、土地の私有権が確認され、地主は「封建的誅求」から解放された、と述べられており、国家―最高地主説ないし改正地租―地代説の片鱗すら、ここには見出ない。

野呂の変化は、「コミンテルンの『日本に関するテーゼ』(一九二七年七月十五日採用、翌年一月『インプレコール』掲載)を中心とする論争」(3)を機におこる。野呂は、論文「日本資本主義発達史の歴史的諸条件」(一九二七年一二月脱稿)に、こう書いている。

地租改正は、(中略)直ちに封建地代の廃除を意味するものではなく、それによって、事実上、ただ、封建的土地領有者への生産物地代(物納貢租)が、今や唯一最高の独占的土地領有者たる国家への貨幣地代(金納地租)に転化せられたにすぎぬ。(4)

改正地租は、国家への貨幣地代とされ、その根拠は改正地租の高額性に求められている。

地租は、(中略)農業生産における全剰余価値の大部今または少なくとも重要な部分を強権的に奪取するという点において、封建地代とその実質を異にするものではなかつた。(5)

かくて、「二七年テーゼ」を受ける形で、野呂の国家―最高地主説ないし改正地租―地代説が成立したのである。

(二) 国家―最高地主説の展開

野呂の国家―最高地主説は、日本資本主義論争、就中猪俣津南雄との論争を経て、体系的なものへと仕上げられていく。書評「猪俣津南雄氏著『現代日本ブルジョアジーの政治的地位』を評す」(一九二九年四月発表)で、猪俣の所論を批判しつつ、次のように述べている。

明治維新の変革は、封建諸侯の土地領有を廃止し、土地の占有者を所有権者として立法的に確認した。しかしながら、新たに確認された土地所有権は封建的土地領有権の転化され、移行されたものではない。封建諸侯の土地領有権は、実質的には、「皇土」の名において、そのまま明治政府の下に統一的に継承せられたにすぎなかつた。従つて、猪俣氏の理解するように、明治維新の変革運動は、直ちに封建的絶対主義を廃絶した所のブルジョア革命ではない。(中略)明治六年の地租改正により物納地租が金納地租となつた後においても、それは単に封建的生産物地代が封建的貨幣地代に転化せられたにすぎぬ。農業生産力の増大と穀価の騰貴とによって相対的に軽減せられた金納地租は、近代的租税として次第にその封建的貨幣地代たる性質を揚棄したとはいへ、なお依然として地代的性質を残存していることを知らねばならぬ。我が国における土地所有関係の特殊なる歴史的発展は、直接的小生産者と直接対立する「資本家的」地主の多数を存在せしめておいて、ばかりでなく、日本国家そのものにも一大地主なる性質を帯びしめておる。我が封建的絶対主義的国家機構の依然たる残存の物質的基礎を、われわれは、また、ここに見出さねばならぬ。(6)

ここでの野呂の所論は左の如く整理できよう。

①維新後、土地の私有権が法認されたが、その上位に立つ土地所有規範として、国家的土地所有（「皇土」所有）が設定された。

②国家的土地所有は、国家が封建的土地領有を統一的に継承することによって成立した。

③改正地租の本質は、封建地代の一形態たる貨幣地代である。

④改正地租は、農業生産力の増大と穀物価格の騰貴により、近代的租税としての性格を次第に強めていったが、依然として地代的性格を完全に揚棄するにいたってはいない。

⑤かかる国家的土地所有こそ、封建的絶対主義的国家機構の物質的基礎をなす。

(三) 国家最高地主説の根拠

野呂は、如上の見地を、土地所有の問題での猪俣批判を詳細に展開した論文「日本における土地所有関係について——なかんずく、いわゆる『封建的絶対主義勢力の階級的物質的基礎』の問題を中心として——」（一九二九年五月・九月発表）において再確認するとともに、その理論上の根拠を『資本論』第三卷第六篇第四章「資本主義的地代の生成」での次の指摘に求めている。

土地所有者として、また同時に主権者として直接に彼らに相対するものが、私的土地所有者ではなく、アジアにおけるように国家であるならば、地代と租税は一致する。またはむしろ、このばあいには、地代のこの形態と異なる租税は存在しない。この事情のもとでは従属関係は、この国家にたいするすべての臣属関係に共通な形態以上に苛酷な形態をもつことを、政治的にも経済的にも必要としない。ここでは、国家が最高の地主である。ここでは主権は、国民的規模で集積された土地所有である。(7)

右の部分を用いて、ここでのマルクスの所論が維新後の土地所有に適用できるとする。

このマルクスからの引用は、明治維新の変革によってもたらさ

れた日本の土地所有関係の本質を、最も浮彫りに定式化しているものと言わねばならぬ。たしかに、我が国においては、国家は最高の地主であり、主権は国民的規模に集積せられたる土地所有である。我が国の地租は、その伝統的觀念においても、またその実質においても、地代の形態と本質的に異なる何物でもあり得ない。(8)

マルクスの所論を適用する歴史認識上の根拠は、左の通りである。たしかに、明治維新の変革によって、土地の純封建的領有関係は、それに付随せる諸制限とともに、一応廃除せられた。とはいえ、この事は、直ちに、氏の言うが如く、「封建的絶対主義の基たる封建制農業の土地制度を撤廃し」たことを意味するものではない。それは、単に、純封建的土地領有関係の廃除を、すなわち幕府始め三百諸侯による純封建的土地領有関係を撤廃して、それに代うるに絶対専制君主の主権の下への統一的土地領有をもつてしたにすぎぬ。(9)

「版籍奉還より廢藩置縣に至る一連の諸変革によ」(10)る領主権の国家への帰属とともに、農業における生産様式の変革の欠如という歴史認識が、アジアにおける国家は最高地主で、租税と地代は一致する、というマルクスの所論を適用する根拠となっている。

未だ農業における資本主義の顕著なる発達を見ず、農民の大部分が小生産者であり、直接の生産者である我が国の現状においては、依然として、「国家は最高の地主である」といわねばならぬ。(11)

これを要するに、野呂の国家最高地主説ないし改正地租地代説は、マルクスのアジア国家最高地主かつ租税地代説を理論上の、また維新変革における領主権の国家帰属と、農業における生産様式の変革の欠如とを歴史認識上の、それぞれ根拠として成り立っているのである。

(四) 野呂説の問題点

野呂の国家最高地主説ないし改正地租地代説は、その根拠が

提示されたことによって、問題点が自ずと明らかとなってくる。

まず気がつく点は、国家を最高地主としながらも、農民の土地私有権を認めていることである。両者の関係をどう理解すべきか、野呂の説明を試みよう。

明治政府は、先づ（中略）、封建的土地領有関係を撤廃して、一方、国家権力の下への国民的規模における土地所有の集積を遂行したとともに、他方、（中略）土地の私的所有の自由なる発達のための障碍をも取り除いた。だが、かくして、我が小農民が享得した土地所有の自由は、実はかえって封建的搾取条件の国民的規模における拡大再生産のための——従って、資本の原始的蓄積の最も自由なる遂行のための——土地処分（すなわち土地の売買、分割ならびに兼併、賃貸借および買入れ等の自由）にすぎなかったのである。（12）

土地所有の自由の法認は、絶対主義権力維持と原蓄政策推進のための財源確保が目的だ、とする。

明治政府は、多数の官吏群と巨大なる常備軍とを擁し、間断なく増大する公債制度を維持し、さらにブルジョアの保護政策を遂行するために、近代的租税制度の確固たる基礎の上に、絶えず加速度的に膨張する中央財政を維持せねばならなかった。土地処分の、すなわち土地の私的所有の確認の目的が、近代的租税制度の確立にあったことは、（中略）明らかである。（13）

地租改正もこの財源確保のためのもので、改正地租は国家への貨幣地代であり、旧負担額と変わらぬ前資本主義的地代であるという。

地租改正の主眼は、如上の財政的必要性に應ずるため、当時な普通常歳入の八割前後を占めた地租収入をして、農業生産物の豊凶と価格変動とから、従ってまた個々の農民の担税能力とから「解放」し、「自由」にせんとするに於いたのである。（中略）

地租改正は、（中略）直ちに封建的地代の廃除を意味するものではなく、事実上、ただ、旧封建的土地領有者への生産物地代

（物納貢租）が、今や唯一最高の独占的土地領有者たる中央集権的専制国家への貨幣地代（金納地租）に転化せられたにすぎなかった。それは、その租税負担の実額において、ほとんど軽減を見なかったばかりでなく、その本質においても、地代の前資本主義的性質を毫も揚棄せるものではなかった。（14）

改正地租の本質が前資本主義的な貨幣地代だとすれば、それと「土地所有の自由」なるものとは、いったい両立し得るものなのか。『資本論』の前引部分には、そもそも次の一文が続いていた。

しかしそのかわりに、このばあいは私的土地所有は存在しない。もちろん土地の私的ならびに共同的な占有や利益は存在する。（15）マルクスは、国家最高地主の土地所有の下では私的土地所有は存在せず、占有・利益のみが認められる、と明言しているのである。そこで、野呂は、この一文を念頭において、こう述べる。

維新の土地変革の結果、封建的土地領有権は中央集権的専制国家の領土権の中に集中統一され、それとともに農耕に従事せる旧来の土地占有者の大部分はその占有地の処分に対する諸種の封建的制限から自由にせられた。彼らはその占有地を自由に分割し、売買し、買入れし、また小作地として賃貸することができるようになった。従って彼らは名目上は独立の農民的土地所有者となつたわけである。しかも、それをあえて「名目上」と言うのは、それによって、彼らは封建的地代義務から免れることはできなかったからである。否、彼らが土地私有者なること自体が直ちに彼らの地租納税義務を意味したのである。（16）

そして、野呂は、この「名目上」の土地所有は、「厳密に言うならば」として、前述の『資本論』の一文を引いて、「まだ自由にして、独立なる土地私有者となつたものと言うことはできな」とする。（17）かかる発想を前提として、次のような論述も登場する。

地租改正を枢軸とする維新の土地改革の結果、土地処分は一切の自由が認められ、一方従前の地代義務者の大部分が一応名目上独立の農民的占有者に転化されたとともに、他方土地のブルジョ

ア的占有の発達をも見るに至ったことは事実である。(18)

「土地のブルジョアの占有」の担い手たる「土地の法律的占有者としての地主」(19)は、「最高の独占的土地所有者としての専制国家」(20)と対立して、「専制支配に対するブルジョア革命運動に、すなわち『自由民権』運動」(21)にむかうが、産業革命の進展にともなう穀価の騰貴が地主と国家の対立を緩和するという。

小作小農民からその過重なる小作料を依然として現物形態で徴収している地主は、穀価の騰貴によって、その金納地租負担を著しく軽減せられることとなり、ちょうど十六世紀のイギリスの資本家の小作農業者が貨幣価値下落の過程を通して土地所有者の犠牲において富裕になったように、彼らは国家を小作小農民への犠牲においていよいよ富裕となり得たのである。(22)

如上の野呂の説明を通観すると、国家最高地主説を唱える一方、農民の土地私有権がそれと並立し得るかの如き論述を当初なしていたが、『資本論』のアジア国家最高地主説への依拠を徹底した結果、それを撤回するに至ったことがわかる。即ち、農民の土地私有権の本質は、処分の自由にとどまるもので、厳密には所有ではなく占有だ、というのである。

野呂の混乱は、「法律的占有」なる奇妙な表現で、その極に達している。法理上、所有と占有の区別は明白である。所有というのは法的権利の裏付けがなければ成り立たない概念だが、占有の場合、その事実があっても法律上所有とは認められないというケースはあり得る。したがって、「法律的占有」ないし「法律上の占有」とは所有以外の何者でもあり得ぬのである。この奇妙な表現は、維新変革後における、農民の土地に対する関係を、占有の概念をもって把握することに、如何に無理があるかを、如実に物語っている。

もっとも、産業革命下の穀価騰貴によって金納地租負担が著しく軽減されたこと、野呂は指摘している。はたして、その結果、土地の占有は所有へと転化したのか。野呂は、「日本資本主義現段階の諸矛盾」(一九三〇年一月発表)という現状規定を扱った論文で、「最

高の土地領有者として直接農民の上に君臨している所の半封建的な絶対×××(君主制)機構の国家」(23)を云々している。絶対主義的天皇制の下では、依然として国家が最高地主であり続けた、と野呂は考えていたとみてよからう。

仮に国家が最高地主で、改正地租が地代だったとしても、『資本論』にあるように、地代の他に租税は存在しない、換言すれば全ての租税は地代である、という命題が維新変革後のわが国にあてはまるのだろうか。

最高の土地所有者たると同時に主権者たる国家に直接隷属している小農民においては、地租のみが唯一の地代ではない。あらゆる租税はその実質において地代である。(24)

野呂は、右の如く述べて、「消費税、関税等の間接税および戸数割、家屋税、その他雑種税等の地方税」をあげ、「これらの租税は小農民(自作農たると小作農たるとにかかわらず)にとって地代にほかならない」(25)と断言する。

国家の土地所有規範に全ての租税の法的根拠を求めるとするならば、維新変革後のわが国は純粹なる家産国家ということになる。それならば、何故、帝国憲法を制定し、「臣民権利義務」の章を設け、帝国議會を開設して予算審議権や新規課税の承諾権を与えたのであろうか。こうした租税国家としての面がとらえきれないところに、野呂説のアポリアがあると言えよう。

しからば、野呂説が全くの錯誤かと言えば、かならずしもそうとは言えない。けれど、別に検討するところではあるが、少なくとも帝国憲法制定以前においては、地租改正事業が一応の終了をみているにもかかわらず、人民の土地私有権や改正地租の性格が法的確定をみたと言いきれない状態にある。野呂説と同様の、国家を最高地主と看做す見解が政府首脳部をはじめ政府内外に存在しているのである。もちろん、野呂がそうした土地所有論議の存在や、帝国憲法制定によって確定をみるにいたる維新以来の土地をめぐる法的関係の推移に知悉していたとは考えられないが、野呂説が歴史実体的に全

く無根拠なものと一蹴し去るわけにはいかないことは注意しておく
たい。

二 川島武宜の地租改正論

(一) 土地私有権と土地高権の分化

野呂栄太郎の国家最高地主説ないし改正地租地代説の最大の反証は、「法実証主義の立場に立つならば、わが国には近代的私有権が確立されていることに疑いの余地がないことになる」⁽²⁶⁾法制度の存在そのものであった。「法律はただの觀念的存在そのものにとどまるのではなく、それは現実の規範秩序と相まってのみ現実的に意味をもち得るのであることを承認するところの法社会学の立場に立」⁽²⁷⁾て、その難点を克服しようとしたのが川島武宜である。

川島は、地租改正に先行する維新後の「制度的改革の措置によって、所有者への支配権能の集中と、国の支配権の抽象化と、がなしとげられた」⁽²⁸⁾との理解に立った上で、地租改正によって、国家の土地所有権が現実性を喪失したとする。

旧来の現物貢租は土地の生産物の分配（例えば五公五民）にはかならず、したがって、そのような租税（地代）を媒介として国（かつては封建的貴族）は土地に対する現実的支配を把握しているのであった（それゆえに、そこでは現実の耕作者が租税負担者として意識される）⁽²⁹⁾。

近世の領主支配の下では、貢租が地代と租税との二つの性格を合わせもっており、領主の土地所有権が現実性を具備していた、と理解されている。

しかるに地租改正によって、地租は金納となり、一定の方法で計算される地価に対し、—その土地の現実の収益に関係なく—徴収されることとなった。ところが、この地価の算定たるや「土地一歳收穫ノ作益ヲ見積リ各地ノ慣行ニ因リ何分ノ利ヲ以テ地価何程ト見込相立」る方法によるのであり、したがって、地租は土

地の収益そのままの分割ではなくして、土地の収益を利潤として逆算した資本額に対する租税たる「構成」を有するのであり、したがって租税負担者は必然的に、かように貨幣価値の独占的「所有者」となる。かくして、封建的現物地代は「地租」に転化し、そのかぎりにおいて、土地に対する国の権利は現実的性質を失った。⁽³⁰⁾

地租改正の結果、土地をめぐる法的関係は、私的土地所有権と国家の土地高権とに分化した、と川島は考えている。

かようにして、土地の上に並び存したところの二つの具体的現実的な支配は、二つの極に凝集し、一方においては土地に対する私人の具体的現実的支配の独占とその完全化（私所有権）、他方においては土地に対する絶対制権力の抽象的支配の独占とその完全化（土地高権）、という相対抗する二つの完全な絶対的な権利への分裂が完成された。⁽³¹⁾

野呂が国家最高地主説と人民の土地私有権を認める法制度との矛盾に苦しんだことは既に述べたところであるが、川島はそれを右の如く私的土地所有権と公権国家の土地高権との分化という論理でもって克服せんとしたのである。この川島説は、別に検討するところではあるが、帝国憲法体制下における公権と私権の法的関係、所有権（土地所有権）の法理、租税の法的根拠づけのあり様などに、一定の根拠をもっていることは、注意しておく必要がある。

(二) 地代と租税の分化

地租改正によって、土地をめぐる法的関係が、人民の土地私有権と国家の土地高権へと分化したと考える川島ではあるが、そこから直ちに、それぞれの経済的な実現形態たる地代と租税の分化が生じた、との結論を引き出そうとはしない。

川島は、地租改正を頂点とする維新後の「法制上の改革は近代的な所有権を現実的につくり出したかどうか」⁽³²⁾と問題を提起し、その「問題の中心は、全封建的社会構造の基礎をなすところの土地所

有の型態・構造に、さらにその中心は地代の型態に、地代と租税との分化に、ある」⁽³³⁾と指摘する。そして、この問題を解く上での契機として、以下の四点をあげている。

第一に、「版籍奉還」によって全国的な規模で最高唯一の所有者に集中された封建的土地所有。

第二に、地租の金納化が、近代的地代と租税との封建的地代の全き近代的分化を意味せず、さしあたり単に旧来の封建的貢租の貨幣形態への転化にすぎないものとして成立したこと、すなわち、地租額と全土地生産物との割合が旧貢租と本質的には変化がないこと、明治政府自身が、新地租を旧貢租と本質的に変化のないものとするを意図し且つそのようなものとして意識していたこと。

第三に、新地租は、単純に地代そのもののみではなく、同時に租税の側面をも、地代との直接的同一の型態において含み、且つ近代的な租税の型態をとっていること。

第四に、地租の金納化が、商品生産・流通の一定の発展によって、言わば下からの必然性の十分な成熟によって、成立（たとえば、イギリスの Commutation のごとく）したのではなくして、資本制生産の初発の確立のために上から強制されたものであったために（一般的な貨幣の欠乏）、それは、生産農民の解放、自由独立な経営への近代的転化を促進するのではなく、彼らの経営の零細化、その破綻、封建の高率地代を伴う寄生的地主と小作人とへの分解、を促進した⁽³⁴⁾。

天皇（国家）を唯一の所有者として集中された封建的土地所有の経済的な実現形態たる地代（封建地代）は、地租の金納化によって租税としての性格もあわせもつようになったものの、地租改正によって直ちに揚棄されたわけではない。

ところで、一方、地租は、金納地代の一般法則にしたがって、明治十年以後のインフレーション——特に米価の騰貴——による実質的減額と、明治十年の減租による貨幣表示額の減少と、の結

果、「租税」に転化し、封建的地代の性質を脱却したこと。⁽³⁵⁾ 野呂があげていた米価騰貴に、明治一〇（一八七七）年の減租（六分の一減租）を加えて、改正地租の地代としての側面が揚棄された、換言すれば、天皇（国家）に集中されていた封建的土地所有の規範が解消された、と川島は考えている。では、封建的土地所有と封建地代がなくなったかと言えば、そうではない。それは、寄生地主制に「移譲」されたとする。

地租の減額は、独立自営農民層の創出のかわりに、地主の高率地代収取の保障、封建的地代収取権の地主への「移譲」、を結果したとともに、自作農民には新たな形態での半隷農制が維持される。（中略）かようにして、半封建的の地主小作制が、日本における支配的な土地所有型態となること、決定される。

以上を要するに、従来の零細な規模での農業生産様式は大体においてはそのまま固定し存続し、こととなったのは、封建地代収取関係の重点があらたに地主と小作人との関係に移転したということである。⁽³⁶⁾

封建的土地所有と封建地代の「移譲」ないし「移転」先となった寄生地主制は、①国家の強力によって地主の経済外的強制を補充・保障されるとともに、②協同体的諸関係を随伴することになる。

(1) 封建地代の収取を確保する封建的経済外的強制が、地主と小作人との関係において基本的には存続し、さらに、地代が地租の基礎であることのゆえに、地代収取の経済外的強制は、国家の強力によっても補充せられ保障される。（中略）

(2) 生産様式がそれまでとは本質的にはかわらぬということは、この生産様式と内的に不可分に結びついていたところの・家父長制のおよび村落協同体的な協同体的諸関係の維持存続を必然的に伴っており、だから、近代的所有権の前提たるところの・協同体的諸関係からの所有権の解放ということが実現しなかったのである。⁽³⁷⁾

経済外的強制や協同体的諸関係によって支えられているような地

主的土地所有であるとすれば、それを近代的な土地所有と看做すわけにはいかない。「したがって、農業生産においては、近代的土地所有権は明治の改革によって成立しなかった」⁽³⁸⁾ということになる。ではいつたい、わが国において、近代的な土地所有権はいつ成立するのか。一九四九年の時点で、川島はこう述べている。

わが国における近代的所有権の一般的成立は、ポツダム宣言の受諾、占領軍の民主化政策によって基本的に条件づけられ、具体的に、一九四七年五月三日の新憲法の成立による近代的民主主義国家の成立、及び農地改革(中略)によってはじめに一応制度的に完成する予定となった。⁽³⁹⁾

結局のところ、川島は、帝国憲法体制下では近代的な土地所有権が成立しなかった、との法社会学的見地に立っていたのである。もちろん、それが法実証主義(法解釈学)的見地と、真向うから対立するものであることは明確に自覚されていた。否、むしろ、あえてそれに対抗して、自己の見地を提示したと言った方が妥当であろう。したがって、法制度をあげただけでは、川島説の批判とはそもそもなり得ぬことに留意する必要がある。そこに、野呂説の難点を克服せんとした川島説の真骨頂があると言えよう。

(三) 川島説の問題点

封建的土地所有と封建地代の、「移譲」ないし「移転」という所論の当否はさておき、改正地租の性格規定にかかわる範囲での、川島説の問題点を考えてみよう。

川島説の難点は、土地私有権と土地高権の分化と、地代と租税の分化とが照応していないところにある。地租改正によって国家の土地高権へと昇華したはずの封建的土地所有が、明治一〇年代まで存続したことになっている。これはやはり混乱と言わざるを得まい。

また、地租改正後、地代と租税の関係は、減租とインフレで分化し(第一段階)、デフレ下の農民層分解で、地代の方は国家から寄生地主へ「移譲」ないし「移転」された(第二段階)という。地代

と租税の分化と、「移譲」ないし「移転」とは、論理的には表裏の関係にあるが、歴史的にはかならずしも同時に生起するものと考える必要はなからう。とは言え、「移譲」ないし「移転」の結果、分化が実現するということはあり得ても、その逆の場合は、何をもちて分化したとみるかという点で目安を欠いており、リアリティがないと思われる。

何故、こうしたことがおこったのだろうか。地租改正後も土地所有と改正地租の法的性格は未確定であり、帝国憲法の制定によってようやくその確定をみる——こうした維新後における土地をめぐる法的関係の推移についての全体的な認識の上に、川島説が組み立てられたわけではないからである。しかしながら、それが歴史実体がある程度反映したものであることは認めねばなるまい。

まとめにかえて

野呂栄太郎の国家Ⅱ最高地主説は、戦後の地租改正研究⁽⁴⁰⁾では、ほとんど省みられなかった。しかし、維新後の土地をめぐる法的関係の推移を検討していくと、一概にそれを無根拠なものと言い切れないことが明らかとなってくるであろう。そこで、小稿では、その所説を詳しく検討し、那辺に問題点があるのかを摘出する作業を行ったのである。

また、それと関連して、法制度との関係を適切に処理できなかった野呂説の難点を、法社会学的見地から克服せんとした、川島武宣の所説についても検討を加えた。

こうした野呂や川島の所論の、学史上の座標を正確に認識するためには、維新後の土地をめぐる法的関係の推移を究明する作業が不可欠となる。それは別稿ではたす予定であるため、小稿ではその結論を念頭におくにとどめた。それ故、いささか舌足らずの行論となった憾みもあるが、寛恕されたい。

- (1) 佐々木寛司『地租改正 近代日本への土地改革』中公新書、一九八九年一月、一九七頁。
- (2) 野呂栄太郎『日本資本主義発達史』(上)、岩波文庫、一九八三年一月、八四頁。
- (3) 同右二一九頁。
- (4) 前掲『日本資本主義発達史』(下)、一九八三年二月、一九〇頁。
- (5) 同右一七頁。
- (6) 同右一五一〜二頁。
- (7) K・マルクス『資本論』(八)、岩波文庫、一九六九年九月、二九四頁。
- (8) 前掲『日本資本主義発達史』(下)、一六二頁。
- (9) 同右二六一頁。
- (10) 同右二六四頁。
- (11) 同右二六五頁。
- (12) 同右二六五〜六頁。
- (13) 同右二六六頁。
- (14) 同右一一六〜七頁。
- (15) 前掲『資本論』(八)、二九四頁。
- (16) 前掲『日本資本主義発達史』(下)、一七二頁。
- (17) 同右一七二〜三頁。
- (18) 同右一七〇頁、傍点は引用者によるもの。
- (19) 同右一七四頁、傍点は引用者によるもの。「土地の法律上の占有者」(同右一七八頁)ともいう。
- (20) 同右一七八頁。傍点は引用者によるもの。
- (21) 同右一七八頁。
- (22) 同右一七八〜九頁。
- (23) 同右二〇九頁。
- (24)・(25) 同右一八三頁。

- (26)・(27) 川島武宜『所有権法の理論』岩波書店、一九四九年二月、八〇頁。
- (28) 同右八三頁。
- (29)・(30)・(31) 同右八四頁。
- (32)・(33) 同右八五頁。
- (34) 同右八五〜六頁。原文は改行していないが、四契機を整理する都合で、引用にあたって改行した。
- (35)・(36) 同右八六頁。
- (37) 同右八六〜七頁。原文は改行していないが、論点整理の都合上、引用にあたって改行した。
- (38) 同右八七頁。
- (39) 同右九二頁。
- (40) 戦後の地租改正研究については、拙稿「地租改正をめぐる農民闘争——和歌山県那賀郡——」(津田秀夫編『近世国家の解体と近代』塙書房、一九七九年一月)で若干の批判的検討を試みている。

(一九九一年一〇月一七日稿了)

